

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年3月18日（水）

【開会】 9時30分

【閉会】 12時32分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

庶務課職員 古野 喜一

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

カリキュラムセンター指導主事 永田 賢

カリキュラムセンター指導主事 鷓木 朋和

カリキュラムセンター指導主事 鬼頭 洋司

カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子

カリキュラムセンター指導主事 越 有里

カリキュラムセンター指導主事 松本 崇

庶務課庶務係長 永井 洋子

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

給与厚生課長 矢島 吉朗

教育改革推進担当担当課長 遠藤 英磨

職員部担当部長 堀川 芳夫

教職員人事課長 広瀬 進

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 中村 香

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(9時30分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、9時30分から12時00分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 7名)

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、内容を公開することにより事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第67号については、審査請求人からの公開での審議を希望する旨のお手紙を皆様にごらんいただきました。また、別の方からも同様の内容の要望を電話やメールで事務局にいただいておりますが、当該案件は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、また、市の機関の内部の審議、検討または協議に関する情報が含まれており、公開する

ことにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれや、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、議案第68号及び議案第69号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と中村委員をお願いいたします。

6 請願審議

請願第2号 川崎市の図書館の振興にかかわる請願について

【小田嶋教育長】

それでは最初に請願審議に入ります。

「請願第2号 川崎市の図書館の振興にかかわる請願について」を審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

では、ただいまから、10分程度でお願いいたします。

【請願者】

こんな時期ですけど、ちょっと声が通らないかもしれないのでマスクを外させていただきます。

本日は、私たちの川崎市の図書館の振興にかかわる請願について、意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

図書館は、皆さんよく御存じだと思いますけれども、かなり古い時代からこの世にあるものでして、人類が日々生み出すさまざまな記憶、記録、情報を、過去から現在、未来へと広く系統的に収集、保存し、文化を継承、創造するため、全ての人々の知る権利、学ぶ権利を保障し、必要とする住民誰に対しても求められた資料・情報を提供する重要な社会教育機関です。図書館法第1条には、図書館を「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」と定め、第2条では、「図書、記録その他必要な資料を収集、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と明記しています。

この解釈はとても難しいんですけども、図書館にお勤めの方たちは、この解釈を一生懸命

現実に移すために、全部一遍にできるわけではないので、日々努力されていると思います。その図書館について、私たちの請願は読み上げられたのでしょうかね。そうですか。もう皆さん、聞いてらっしゃるんですね。わかりました。

そこは省いて、請願1について申し上げます。まず、その請願に先立ちまして、もう30年近く前ですが、平成3年、1991年ごろに川崎市には「中央図書館構想」というものがありました。それを皆さん、どういう図書館をつくろうかということ審議するときに、きちんと調査委員会を立ち上げ、それから策定委員会も立ち上げ、何回も何回も行政の方だけではなくて、学識経験の方、市民の方も全部入って、それぞれ細かい、いろんな機能のことについても詳細検討されているんですね。その中で図書館法やら、文科省が定める望ましい基準に基づいて、図書館というのは誰でも歩いて行けるところに、少なくとも住まいから、半径1キロから1.5キロの範囲に1館が必要だねという、そういう基準があるもの、なるべくそれを実現しようと多分努力されてきているんだと思います。そして、毎年毎年、川崎市で発行されている「川崎市の図書館・川崎市立図書館活動報告書」には、それを踏まえた「7つの理念」というのが掲げられています。そのように図書館が誰でも歩いて行けるところにあるというのは、なかなか全てが実現できませんけど、それについて努力するという事は皆さん掲げられているし、よく御承知だと思います。そういうわけで、それを下敷きにして、さきの2月14日の文教委員会で、私たちの請願、それとあわせて文科省が定められました「今後の市民館・図書館のあり方」、それから、「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」について、多分、もうこちらの委員会では審議されていると思うんですが、それと一緒に私たちの請願が審議された中で、議員さんたちにいろいろ質疑していただいて、宮前図書館、宮前区には今の宮前図書館だけではやっぱり人口23万人もいるのに対して少ないんじゃないかと、宮前区民の方はそうおっしゃっています。このたび、鷺沼の駅前に、というふうに移転するという話があったときに、それはぜひ移転ではなくて、2館目にしてほしい。それは宮前区の方たちの望みだと思います。そのお話があったときに、教育長はその審議の中で、鷺沼駅前の図書館と一緒に論じることにはできないけれども、「現在ある宮前図書館の跡地検討について、2館目について、検討する」というふうにお答えされました。私たちとしても非常に期待しているものです。ただ、そここのところで図書館をもっとたくさんつくってほしいということに対するお答えとして、学校図書館を開放するというのをいつもおっしゃっています。現在、10の小学校の図書館が地域開放という形で開放されていますが、学校図書館というのはあくまで学校に通う子どもたちの教育のために資するものであって、公共図書館とはやっぱり違う立場なんです。学校図書館には学校図書館法、公共図書館には図書館法というものがあります。学校図書館の役目というのは教育に資するものでありますので、できることなら、今、学校の先生たちが忙しい中、御自分が公共図書館にリクエストした資料を取りに行かなければいけない。返しに行かなきゃいけない。そういう物流を徹底することを先にして、この開放図書館というものは図書館として位置づけられるものかどうか。もう一度、学校図書館の役割、公共図書館の役割というものをきちんと捉えて、検討していただきたい。学校図書館には、まず学校図書館の充実を図っていただきたい。公共図書館は、その学校図書館を支援するという立場にありますので、そこでそういうふうの一部休みの日だけ借りて開放するという、そういうあり方よりも先に考える大事なことがあると思います。

次に、請願2についてですけれども、今回、「今後の市民館・図書館のあり方」についてということと、「新しい宮前市民館」のほうもそうですけれども、川崎市のほうはコミュニティ施策

というものの関連をおっしゃっています。このコミュニティ施策というのを見ましたら、今の時代、地域のコミュニティが崩壊してしまったことによっていろんな支障が生じてきているということを認識されている。それは我々市民もそうだと思います。それがなぜそうなったか、それに対してどうしたらいいか、というのをいろんな学者の方がいろいろな角度から考えられています。ちょっと著名なのが、もう古いですけど、2007年に内田樹さんという社会学者の方が発表した「下流志向」という本がありますけれども、そういう中に、我々がみんな消費者というふうな立場に、消費者心理というものに縛られてしまったということが一つ大きな原因ではないか。先生方は多分よく御存じだと思いますけれども、そういう心理が働くということは、私たち市民はお客様じゃないはずなんだけれど、窓口でお客様呼ばわりされると、職員の方たちと、生産者とお客様、サービスをする人される人、という立場になってしまうんです。私たち市民は市民自治というものがうたわれていますけど、それは、市民というのは、市民自治というのは、市民だけがやるものではなくて、行政の皆さんと私たち市民と、また、ここ教育委員としてお役についてられる皆さん、川崎市の方全てが、川崎市のこのまちの将来のことを一緒に考える、いわば同志だったんじゃないかと思うんです。だから市民自治。私たちは行政の方たちに文句を言うとか、そういう立場じゃなかったはずですよ。だから説明をするという立場じゃなかった。一緒に考えるという、それが市民自治の発端じゃなかったかと思います。でも、こういうことはなかなか知られていない。私も図書館のこういう運動にかかわって初めて、この数年でとり着いたことです。多くの方々に考えが及んでいないというのは十分わかりますけれども、だから図書館に来ないから何かあめを持って図書館に来てもらって、ただ来てくれればいいというのではなくて、実は図書館というのは、その図書館に来て市民自治も考える、社会の問題も考える、このまちはどうしたらよくなるかということを考えるきっかけを図書館が与えてくれるところだと思います。それは、図書館というところは誰でも目的なく行けるからです。区役所、保健所というのはそれなりの目的があって行きます。美術館、博物館というのも、やっぱり興味、関心がないと行きません。そうじゃなくて誰でも行けるという、その図書館のそういうフラットなところというのは、市民自治であったり、地域のことを考えるコミュニティに結びつけるための機関としてはすごく重要だと思います。でも、それはただあるだけでは用をなしません。

1つ、請願2のところに関連して紹介したいのが、「瀬戸内市民図書館」というのがあります。ここにちょっと出ましたけれども、この「瀬戸内市民図書館」というのは、市民の方が図書館をつくる時に行政の方と一緒にプロセスに参加して、「どんな図書館があったらいい」「そのためにはどうしたらいいね」というのを会議を重ねています。私たちがこの請願を昨年10月という早い時期に出したのは、それは教育委員会ではなく、議会のほうに出したんですけれども、そういうプロセスに参加させていただきたい。一緒に自治として、市民自治の一翼を担う市民として、参加させていただきたい。ということからこの早い時期に請願を出させていただいたんです。でも、そこには参加させていただきたくなくて、もうできてしまってから私たちはそれを知ることになりました。きのう、その庁内検討会の資料を公開していただきました。途中で公開請求しましたら、ここはお見せできないという内容については、全部黒塗りで出てきました。どうしてその内容について私たちは知ることができなかったのか、それは疑問です。きのう、その最後の黒塗りだった部分が公開されたのを見て、何でこれを私たちに秘密にされなきゃいけないのかと思いました。皆さん、いろんな省庁の方が図書館について、市民館について、これからの川崎の図書館・市民館、それからコミュニティの復活について、いろんなことを一生懸命考えておられる。

省庁内の検討というのがあるかもしれないですけど、それを見て私たちも市民の立場で、「そういうことか」とか、そこには「こういう市民の中ではこういう考え方もあるんです」というふうな、そういうやりとりをしたかった。だから、「ワークショップで限られた意見だけ出してください」というやり方は議論ではない。私たちの意見をきちんとそちらのほうには投げて、それに返していただくという議論がなかったら、何のための市民自治か。私たちの意見を聞いたというふうには、私たちには思えなかったです。市民自治というところでは、この「東松島市図書館」というのが、3. 1 1の復興から今までに至るまでの記録をまとめた本が出ています。この中には、東松島市の図書館がどれだけ奮闘したか。これは図書館の職員さんが被災したときに図書館業務を置いておいて、行政の職員として避難民をお世話することに携わっているんです。これは図書館の職員さんが行政の職員だったからできたんです。これがもし指定管理、いわゆる民間の企業だったらどうでしょうか。

【小田嶋教育長】

10分経過してしますので、そろそろまとめていただければと思います。

【請願者】

1つだけ申し上げます。去年、台風19号のとき、市民ミュージアムが水没しました。市民ミュージアムは数年前に指定管理になったと聞いています。それが今回のような事態を引き起こしたのではないかとされています。何となれば、指定管理に移したときには、その業務をいちいち指定して、それ以外のことはしてはいけません。私たちが図書館でボランティアをやっているときも、鍵を返すことすらその民間の方にはできない。そういうふうなことが起こってしまうのですから、こういう大事な機関であったりするものに対して、軽々に指定管理にしてほしくない。それに、もう指定管理が導入されてから20年近くになるけど、決して経費は安くなりません。それと、やっぱり貸出冊数は伸びていきません。そういうふうないろいろなことを考えて、私たちは図書館についていろいろ考えていますので、こういう請願をしました。ですから、ぜひ今後、川崎市のいろんな図書館、私たちは特に図書館ですが、施策について私たちと一緒に考えていただきたいということを、この請願に込めて終わりにします。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴席にお戻りください。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、請願第2号について御説明をいたします。

本日は、本請願に関連する内容として、令和2年2月12日の教育委員会定例会で御審議いただきました『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方を「請願第2号 参考資料1」として、また、「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」を「参考資料2」として、お手元に配布させていただいておりますが、本日は、こちらの「請願第2号

資料」により御説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。

はじめに、「1 図書館の現状について」の「(1) 市立図書館の設置状況」でございますが、表にお示ししてございますとおり、本市の図書館は各区に1館の地区館と、市内5か所の分館及び閲覧所1か所の計13館を拠点としながら図書館サービスを展開しております。

加えて、「(2) 館外での図書館サービスの現状」といたしましては、「ア 自動車文庫の運行」として、市内21ポイントの巡回を行うとともに、「イ 返却ボックスの設置」により、図書館施設以外で資料の返却ができるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図っております。また、「ウ 障害者向けサービスの実施」として、身体障害者手帳の交付を受けている方等への郵送などによる資料提供や、「エ ICTの活用」として、来館いただかなくても図書館ホームページから蔵書検索や予約などができるようになっております。

2ページにまいりまして、「オ 学校との連携」につきましては、「(ア) 学校図書館有効活用事業」として、市立学校10校での学校図書館の開放や、「(イ) 大学との連携」を行うことで、ごらんの市内等5校の大学図書館を市民の皆様にも御利用いただけるとともに、「カ 他自治体との連携」として、稲城市など近隣4自治体と相互利用協定を締結し、市民の皆様それぞれの自治体の図書館を御利用いただいているところでございます。

次に、「2 令和元年度の市民意見聴取に関する取組について」でございますが、「(1) 今後の図書館のあり方」に関しましては、「ア アンケートの実施」「イ ワークショップの実施」により、図書館利用者の利用実態や図書館を利用していない方のニーズ把握を行うとともに、「ウ」として、学識経験者や公募市民等で構成される社会教育委員会議や関係団体等から意見聴取を行ったところでございます。

3ページにまいりまして、「(2) 新しい宮前市民館・図書館」に関しましても、「ア アンケート」、「イ ワークショップ」、「ウ 関係団体への意見聴取」を、記載のとおり行ったところでございます。

次に、「3 市立図書館の運営状況について」でございますが、「(1) 市職員による主な業務」といたしましては、「ア レファレンス、読書相談」や、「イ 資料の選書」等については、市職員による業務としております。

また、4ページにまいりまして、「(2) 民間事業者への主な委託業務」といたしましては、職員が専門性を発揮し、レファレンス業務等に専念できるよう、返却カウンター業務や配架業務など、記載の業務等について民間事業者に順次委託してきたところでございます。

次に、「4 願意に対する教育委員会事務局の考え方について」でございます。

1の「宮前区内に2つ目の図書館・市民館を建設すること」に関しましては、新しい宮前市民館・図書館につきましては、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」及び「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」等に基づき、鷺沼駅前という立地状況や再開発事業との一体整備という特徴を最大限に活かしながら、「市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館」となるよう、移転・整備を進めております。

現区役所等施設・用地につきましては、宮前区全体の将来のまちづくりや現区役所周辺エリアの活性化等の観点から、宮前区全体の魅力や安全安心の暮らしの向上を目指し、全庁的な検討を進めてまいります。

次に、2の「あり方の策定に係る行政と市民での検討」に関しましては、今後の全庁的な図書

館のあり方や、新しい宮前図書館の移転・整備に向けた検討に当たりましては、今年度、庁内検討会議等による行政内部での検討に加え、アンケート、ワークショップ、関係団体等へのヒアリングなどの実施により、利用実態等の把握や市民意見等の聴取の取組を進めてきたところでございますが、引き続き、検討の進捗状況に応じて、適切な方法で市民、学識経験者等からの意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、3の「図書館の管理形態は直営を原則とすること」に関しましては、図書館の管理運営に当たりましては、引き続き、図書館法等にのっとり、資料の収集・提供・保存などの基本的な役割を着実に担ってまいりますとともに、公立図書館として果たすべき役割を十分に踏まえながら、最適な手法について検討してまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上です。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員。

【中村委員】

4ページの1番目ですけれども、「全庁的な検討を進めていきます」ということが書かれていて、請願の趣旨としましては、審議のプロセスに参加したいということだったのですけれども、この「全庁的な検討」というのは、どこがどういう形で進めているものですか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

現在、現市民館・図書館、区役所等の施設・用地のあり方につきましては、財政局のほうが事務局になりまして、全庁的に今、この検討を進めているところで、令和4年度に基本方針策定に向けて、今年度、来年度に向けて市民参加の方法とか、行政事業とか、そういうものも踏まえながら、どういう形で進めていくのかということは今、現段階で検討を進めているという状況でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

今の中村委員の質問に対する答えとしては、どういうふうに跡地を使うかということはまだ検討する準備をしているみたいな段階ということですか。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

そうです。市民参加のやり方も含めて、今、どういう形でそういうことも決めていくのかというプロセスも含めて。

【高橋委員】

活用方法を検討するための検討をしているという段階ということですか。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

そうですね。市民参加の手法とか、スケジュール的なことも含めて、今検討しているという御理解でよろしいかと思えます。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

(2) のところで、私も、請願者の方がおっしゃられた、市民自治というのは一緒に考えることだということに対しては、すごく私も共感するところがあるんですけども、この(2) のところに適切な方法で皆さんの意見を伺うというようなことが書いてあるんですけど、今、どういう、何か検討されていることとかがあれば。

【大島生涯学習推進課長】

先ほど御説明申し上げたとおり、今年度につきましては、図書館については利用者アンケート、あるいはワークショップ等々で御意見を伺ってきたところでございますが、来年度、今後の図書館のあり方をまとめるに当たりましても、今、どういう手法で市民の皆様、あるいは学識経験者の皆様から、来年度はどのような手法で伺うかというのは、今、庁内調整中でございますので、また何かしらそういった形で、また市民の皆様からの御意見は伺ってまいりたいというふうにご考えております。

【高橋委員】

ぜひ、一緒に考えていくという機会をしっかりとつくりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ほかには何かありますか。

小原委員。

【小原委員】

3番目の管理形態のところなんですけど、今はどういう方向で考えているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

図書館の管理形態の件につきましては、我々もここに書かせていただいておりますとおり、まず、あり方検討の中でどのようなサービスを行うべきなのか、というようなのをまず検討した上

で、それに適する管理形態はどのような形であるか、というのを今後考えていきたいというふうに考えておりますので、今段階では、もうゼロベースという形です。

ただ、意見陳述がございましたとおり、他都市でも指定管理の状況、さまざまあるというふうには我々も把握をしております。一方で、指定管理から直営に戻していたりというような実例であるとか、そういった実例もあるやには伺っておりますので、そういった他都市の状況なども参考とさせていただきながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【小原委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

今の質問に関しての質問なんですけれども、3番目のところに関して、今、サービス内容を吟味しておっしゃったんですけれども、図書館のサービスというと本を準備してお貸しすることが一番大きいかなと思うんですけど、ほかにもどんなサービスのことを考えてらっしゃいますか。

【大島生涯学習推進課長】

図書館、あり方検討、基本的な考え方でも一部お示ししてございますが、単に本を借りたり、返したりという場所、あるいは本を読んだりという場所だけではなくて、市民の皆様が、先ほど意見陳述の方もおっしゃられていましたが、いろんな課題認識を、気づきであるとか、そういったものに気づくとともに、その課題認識をもとに何か他者とつながるであるとか、いろんな活動につながっていくような場になっていく、そういうのも今後求められていくようなことなのかなというふうには認識してございます。

【岩切委員】

ぜひ、今の意見陳述をされたことが盛り込まれるように御検討いただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

今、図書館の業務のことがありましたけど、先ほど説明でもありましたけど、今、レファレンス、読書相談、資料の選書、発注、除籍については、市の職員が行っているということで、レファレンスの状況というか、業務ではどういう感じになりますかね。お願いします。

【米井生涯学習推進課課長補佐】

例えばなんですけれども、読書相談ですと、「こんな感じの本が読みたいんだけど」というリクエストをいただければ、「こういう本がありますよ」という御紹介をさせていただいたり

ですとか、あとは「こういう調べ物がしたい」「こういうことが知りたい」ということがあったときには、図書館の職員の方でお調べをして、「こういう本があります」とか、「こういう本のこういうところにこういうことが書いてあるのでごらんになったらどうでしょうか」とか、というような御案内をさせていただいたりというようなことをさせていただいています。

【小田嶋教育長】

かなり専門的な業務ということですよ。それは回数的なものとかというのは資料でありますか。

【大島生涯学習推進課長】

平成30年度の読書相談等実績という形になりますが、全館合計で約26万件の御相談をいただいているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

レファレンスサービスと一緒に大事なのはレフェラルサービスだと思うのですけれども、その辺はどうですか。請願のほうにネットワークということが書かれていたのですけれども。

【大島生涯学習推進課長】

すみません、もう一度。

【中村委員】

その館の中にあるのがレファレンスサービスで、ほかの館にあるものを取り寄せたりするのはレフェラルサービス。

【大島生涯学習推進課長】

例えば、その館にない本につきましては、市立図書館であれば全館取り寄せることができますし、あとは、川崎市にない資料につきましても、神奈川県下の図書館のネットワークがございまずので、そういったところからお取り寄せすることも可能でございます。

【米井生涯学習推進課課長補佐】

全国から、あるところから、お取り寄せはできます。

【中村委員】

やっただいただいているわけですね。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

すみません、ちょっと基本的なことなんですけど、今、いくつか質問でお話を伺って、まだ図書館・市民館のあり方については、本当に検討方法を検討する段階であつたり、ゼロベースであつたりとあって、まだ何かを確定的に決められる段階ではないという認識で、合っていますでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

先日、先ほど2月にお示した、本日の資料でも、「参考資料1」でございますが、一応、今このような「今後の市民館・図書館のあり方」というようなものを一応検討している最中でございますので、3ページ目になりますが、「めざす方向性」ということで、こういった検討項目に沿って、「行きたくなる市民館・図書館」「まちに飛び出す市民館・図書館」「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」ということで、これが具体的にどういったサービスとして実施していくかというのを、またこれから検討していく段階と、そういう段階でございます。

【高橋委員】

具体的なことを今から詰めていく段階ということですよ。わかりました。

【小田嶋教育長】

跡地についても先ほど説明があつたように、これからというところですね。

岡田委員はこれでよろしいですか。

【岡田委員】

はい、大丈夫です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

では、この請願第2号に関する取扱いについての御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

今の話ですと、ゼロベースで、これから検討していく段階という話だったのですけれども、そうすると、ここに書かれていることをここで検討する段階ではないということですね。

【小田嶋教育長】

そうなりますね。特に請願の1と3についてはこれから。今、ゼロベースであって、これからということになるという話。2についても、今までやってきているけれど、今後、来年度についても引き続きというものは、方向性は示されているのかなと思います。

小原委員、ありますか。

【小原委員】

1から3まで、その趣旨自体は理解できるんですけども、現実的にこの請願を受けた上で考えていくと、先ほどもお話があったように、ゼロベースのものに制約がかかる可能性があるというものは私も思いますので、この請願自体を、私個人としてはお受けすることはできないかなというふうに私は考えています。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

では、今、小原委員からの一つ意見がございましたけど、少し私のほうで取扱いのほうを整理して、この後、決定したいと思いますが、まず、請願事項の項目の2ですね。「今後の図書館のあり方」の策定に係る行政と市民との検討ということなんですが、今年度につきましては、庁内検討会議のほかに、アンケートですとかワークショップ、また関係団体へのヒアリングなどを実施して、利用実態等の把握や市民意見等の聴取の取組を進めてきているということで、先ほど説明もありましたが、今後も市民や学識経験者等からの意見を聴取する機会の確保というのは、願意の中にも示されておりますが、次年度も引き続き、具体的なことはまだこれからということになるかと思いますが、続いていくということなので、引き続き丁寧に進めていただきたいというふうに思います。

しかし、請願事項の1につきまして、「現在の宮前区の図書館・市民館を活かし、区内2つ目の図書館・市民館を建設すること」ということにつきましては、先ほどから説明もございましたように、現区役所の施設、また跡地の活用につきましては、これから宮前区の全体の将来のまちづくりですとか、現区役所周辺エリアの活性化等の観点から、全庁的にこれから検討を進めていく、ゼロベースということがありました。現在、今、ゼロベースであるということです。

また、請願事項3につきましても、「管理形態は直営を原則とする」という請願事項3ですが、これも今後、公立図書館としての果たすべき役割を十分に踏まえながら、これからやっぱり検討する段階であるということの説明、これもゼロベースという言葉がありました。

そういったことから、請願の内容については、これから全庁的な検討を進めていく案件であって、現時点でこの請願に関して、教育委員会として一定の結論を示す段階ではないというふうに考えますので、本請願については「不採択」としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、そのように決定させていただきます。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第 3 号（2020 年度、教科書採択に関し「地域住民の民意を十分反映」
できるための施策を求める請願書）の報告について

【小田嶋教育長】

続きまして、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第 3 号（2020 年度、教科書採択に関し『地域住民の民意を十分反映』
できるための施策を求める請願書）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第 3 号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告のありました請願第 3 号の取扱いにつきましては、今後審議していくということ
でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、時間については 10 分程度という
ことでいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.2 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

今回、高齢者叙勲を受けられた方が3名、死亡叙位を受けられた方が2名いらっしゃいます。

はじめに、Ⅰの高齢者叙勲でございますが、山田米吉先生におかれましては、昭和31年に教職につかれ、平成4年に川崎市立小倉小学校長として退職をされました。次に、千坂隆男先生におかれましては、昭和26年に教職につかれ、平成4年に川崎市立宮崎小学校長として退職をされました。次に、鈴木良雄先生におかれましては、昭和27年に教職につかれ、平成4年に川崎市立久本小学校長として退職をされました。

続きまして、Ⅱの死亡叙位でございますが、二宮智恵子先生におかれましては、昭和23年に教職につかれ、平成元年に川崎市立上作延小学校長として退職をされました。1枚おめくりをいただきまして、2枚目でございますが、金子正行先生におかれましては、昭和28年に教職につかれ、平成元年に川崎市立玉川小学校長として退職をされました。

いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.2につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

報告事項 No. 3 令和元年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

続いて、「報告事項No.3 令和元年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

よろしくをお願いいたします。

それでは、「報告事項No.3 令和元年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」御説明いたしますので、資料をごらんください。

学芸員の採用選考につきましては、「埋蔵文化財A」、「埋蔵文化財B」及び「天文」の選考区分により、令和元年12月4日から20日までを受付期間とし、令和2年1月12日、日曜日に第1次選考を、2月9日、日曜日に第2次選考を実施したところでございます。

まず、応募状況でございますが、各1名の募集に対しまして、「埋蔵文化財A」につきましては0名、「埋蔵文化財B」につきましては2名、「天文」につきましては8名の申し込みがそれぞれございました。第1次選考及び第2次選考の受験状況等につきましては、資料に記載のとおりとなっております。「埋蔵文化財B」につきましては、第1次選考において「合格者なし」、「天文」につきましては、最終倍率として7倍という結果になったところでございます。

なお、選考結果につきましては、令和2年2月20日、木曜日、可否にかかわらず、「天文」の第2次選考受験者全員に対しまして結果を通知するとともに、合格者につきましては、川崎市教育委員会のホームページ上で受験番号を掲載したところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

「埋蔵文化財A」と「埋蔵文化財B」については、2回目の募集だったかと思うんですけども、なかなか人材が集まらないということですが、橘樹官衙遺跡の復旧ですよ、この方々って。この埋蔵文化財A、Bの方が。

【小田嶋教育長】

学芸員の仕事内容ということの質問ですよ。

【高橋委員】

なので、いや、もう2回でだめだったんですけど、引き続きやっていただかないと困ることだと思うので。

【小田嶋教育長】

そうですね。ただ、仕事内容は橘樹官衙でしたか。

【古野庶務課職員】

今回は、第1回目の募集の結果の発表です。

【高橋委員】

1回目でしたっけ。すみません。

【榎本庶務課長】

現在、2回目を募集、まだ受付期間でございまして、この状況についてはまた改めて受験状況、試験の状況を含めまして、また、そのタイミングの中で御説明してまいりたいと考えております。

【高橋委員】

わかりました。学芸員さんの確保が大変だということを別の案件でお聞きしてるので、頑張ってくださいというのも変ですけど、ぜひよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

これは橘樹官衙のほうの関係が中心でよろしかったですか、仕事内容は。

【榎本庶務課長】

橘樹官衙もごぞいますし。

【小田嶋教育長】

ミュージアムのほうの関係もあるんですよ。

【高橋委員】

ミュージアムも。

【榎本庶務課長】

市民ミュージアムもごぞいます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

報告事項 No. 4 教育委員学校視察の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 教育委員学校視察の報告について」ですが、事務局で一覧を作成しましたので、この日付順にそれぞれ委員から報告をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず研究推進校の西高津中学校の理科の授業視察に行かれた岡田委員と岩切委員にそれぞれお願いしたいと思います。

では、岩切委員からお願いします。

【岩切委員】

それでは、11月20日、西高津中学校における理科研究報告会（本発表）を拝見しました、その内容を報告いたします。研究の進め方、内容、効果測定について、コメントいたします。

まず、6人の理科担当教員による研究の進め方に対して、非常に感銘を受けました。1校時を用いて授業を、そして、授業に続いて2校時目に研究討議を行う方式で討議を1時間と限ること、ポイントを絞って話し合いになったというふうに向いました。また、指導案は各自の負担軽減のためにA4サイズ1枚を基本として、「1 狙い」「2 本時の展開」に加え、「3 研究テーマの実現のための工夫」の欄を設けていました。こうした進め方は理科に限らず、他学科にも応用が可能で、効果的で効率的な進み方ができるのではないかと思います。

次に、工夫内容といたしましては、「教える」ではなく、「気づかせる」ことを大切にされた授業展開であり、答えを追い求めがちな生徒たちに、考え、気づかせる工夫が随所に見られました。中3の化学変化というような授業では、まず、生徒たちに酸性、中性、アルカリ性をワークシートに色分けさせました。その後、一人ひとりに酸性またはアルカリ性の液体が与えられ、中性の水溶液をつくる実験を行いました。実験結果から生徒たちは、ワークシートに記載した中性の幅を狭く修正するとともに、中性にしやすくするための工夫を見出し、考えを一人ひとりがワークシートに記入しました。中性とはpH7であるということを知っている生徒たちが、実験を行うことで中性には幅がなく、ピンポイントだと気づいた結果でした。

また、効果測定では、「理科の有用感」や、「将来、社会に出たとき役立つか」というアンケートを各学年で4月と10月に実施しておりました。「理科の有用感」については、各学年で4月より10月にポイントが下がっており、「将来、社会に出たとき役に立つか」では、3年生では3ポイント上がったものの、1・2年生では下がっていました。この背景には、学習内容が難しくなることなどが考えられましたが、記述欄による細かい分析結果を加えることで、ポイントからだけでは見えてこない生徒たちの学びも読み取ることができました。例えば、「疑問から試す、結果、考察の流れは役立つと考えられるから」とか、「状況から物事を考察する力が身につく」とか、「生活が豊かになる」などのコメントは、生徒たちの気づきが考えられる結果でもありました。効果測定をして、授業の効果を確認していくアプローチと、数値だけではなく、記述欄から細かく分析している努力は、子どもたち一人ひとりの成長を見逃さない先生方の視点を感じま

した。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、岡田委員、よろしく申し上げます。

【岡田教育長職務代理者】

岩切委員と一緒に参加させていただきました。研究主題が「子どもたちの学ぶ意義、有用感を育む理科学習」ということで、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開を通して」という副題がついていました。これから予想されますSTEAM教育を踏まえたときに、本市の理科の教育がどういうふうに進んでいくのかなというような視点も持ちながら参加させていただきました。文科省の教科調査官の野口調査官の指導・講評で示されたもの、それから、本市の永田指導主事の指導・講評、それらが理科の教員に浸透していくさまがすごくよく読み取れて、川崎の研究推進校の実践というのは、とてもいいなというふうに思いました。

ただ、その中で、なるほど、と思ったんですが、女性教員の少なさということが取り上げられていて、確かに全体を見渡しても女性教員が少なかったものですから、これは採用ということがありますので、女性教員がどうのこうのということではないと思いますが、そういう視点も私たちには必要だなというふうに思いましたし、今後の川崎市の子どもたちの理科という視点に立ったとき、理科の有用感とは一体何なのかというような基本的なところも見つめ直しながら問いかけている内容で、とても充実したものになっていたなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、女性教員というのは、参加していた理科の先生たちという意味ですか。

【岡田教育長職務代理者】

全体という意味だったんですね、たしかね。

【岩切委員】

そうですね。その学校では6人の理科の教員がおりましたが、全員男性だったということと、それから、見学に来られていた先生方も、女性の方がちらほらとしかいなかったかと思いました。52校のうち女性の理科の教師は非常に少なかったということです。

【小田嶋教育長】

参加しているのはほとんど理科の教員だと思いますので、教科の特性というか、教科の中で、理科の中で女性教員が少ないということが話題になったという捉え方でよろしいですかね。

【岡田教育長職務代理者】

はい。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、続きまして、11月22日の南原小学校の人権尊重教育の授業視察について、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】

人権尊重教育について見てまいりました。同校では、「認め合い、支え合う子どもをめざして」という研究主題に基づき、「かかわり合いを通して、一人ひとりの心が動く授業づくり」ということを志向していました。

拝見する中で、特に重要だと思った点が3点ありました。一つ目は、川崎市人権オンブズパーソンのお二人がいらしてくださり、6年生の「子どもの権利について学ぼう」という授業で、具体的に相談を受ける際の心構えなどについて話してくださっていました。日々相談を受けている専門家の言葉には重みがあり、子どもたちの心にしっかりと響いたようですし、人権オンブズパーソンの方に実際に会ってみるといことがとてもすばらしいと思いました。人権オンブズパーソン制度があっても、どのような人が聞いてくれるのかわからなければ話しにくいのですが、とても優しく、相談しやすい方だったので、子どもたちも何かあったときには一人で悩まずに相談できるようになるのではないかと思います。今後も人権オンブズパーソンの方との連携を深めていく必要があると思いました。

二つ目は、南原小学校は、小規模校であることを生かして、日常的に学年交流をしているということです。人権について考える場合、やはり多様性ということが大事ですので、せめて学年交流をする中でいろんな人がいるということを考えていくことが大事なのかなと思いました。

三つ目は、その研究会に中学校の先生もいらしていたことです。校種を越えた学び合いということがとてもすばらしいと思いましたので、これからも校種を越えて学び合うということを展開していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

もしも御質問等があったら後でまとめてということをお願いしたいと思います。

続いて、11月27日の宮崎中学校の社会の授業ですね。小原委員、お願いいたします。

【小原委員】

研究主題が「育成すべき資質・能力を明確にした授業づくり」ということで、この主題の理由として、一つ目が新学習指導要領の実施に伴う教育課程の移行に合わせた対応。二つ目が生徒への教科アンケート、全国学習状況調査結果から分析した改善の必要性。三つ目が中学校教育研究会社会科部会の取組を生かした狙いを定めた学習、見通しを持った事業展開をしていきたい、というところが理由になっております。

この研究で特筆すべき点ですけれども、学校としての研究と、社会科としての研究を行うことによって、学校全体で学校教育目標や校長の提案を土台として、学校教育法にある学力の3要素に沿った形に整えてから、最終的に学校として育成を目指す資質・能力を設定しているところです。これによって、学校全体での指導という方向性のもと、各行事の目的の整理、見直し、教員の各活動に対しての見通しや方向性の判断、行事の立ち位置、生徒の振り返りなどが、かなり明確になって、やりやすくなっているということです。また、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成として、ダイヤモンドランキングやマトリクスの支援チャート、Yチャートなど、視覚操作化できる思考ツールの活用と、ワークショップを取り入れた学級活動、また、生徒に身につけさせたい資質・能力の定着を図るために、各教科においてさまざまな取組に発展しているというところです。

社会科としては、学校の目指す資質・能力に合わせ、社会科全体で整備をしています。これは生徒の多様な学びへの対応と、指導者側の汎用性を考慮したものであり、目新しいものではなく、改めて意識して取組ができてきているかという、指導者側への問いかけもするものだというふうに考えています。また、他教科へ転用できる資質・能力とも言えると思っております。

授業ですけれども、地理・歴史・公民と、分野に分けた授業が同時刻で行われたので、少しずつ見学させていただきました。どの分野においても、指導ツールの利用や板書の工夫がされていまして、視覚的に問われていることが気づきやすく、多面的に考えやすくなっていたり、グループワークでも、積極的に資料から抽出した情報をもとに意見を出し合い、活性化している授業でした。

最後ですけれども、これからの社会科、見て感じたところは、「暗記する社会科」というところから、「情報収集から考察し、表現する社会科」に変わっていったというのを感じました。また、今回の授業指導案がありますけれども、それによって、どの教員でも生徒が不公平感を感じることはないような授業が展開されていることになるだろうということを期待しております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、続けて臨港中学校の「数学」の授業で、岡田委員と高橋委員ということで、まず高橋委員からお願いします。

【高橋委員】

中学校3年生の授業を拝見いたしました。希望制の少人数指導になっていて、2クラスあるのですが、私は主に進度がゆっくりのほうのクラスの授業を見ました。

ピタゴラスの定理に基づき、直角三角形の辺の長さを求める授業です。公式やテクニックを伝える授業ではなく、生徒が自分たちの力で重要な考え方を学び取る形の授業でした。生徒が考える時間を十分にとっていて、わからないところは隣の人と相談したり教え合ったりする場面もたくさん見られました。先生と生徒の信頼関係の上に築かれている授業だなというふうに感じました。また、プリント配付はなくて、全て板書形式だったんですけれども、生徒たちはなれた様子で問題や図形をノートに書き写していて、黙々と課題に取り組んでいました。板書が苦手な子も多いという印象があったので、後で先生に聞いたんですけれども、中学1年生から継続してノー

トをとる指導をしっかりしているということで、それがきちんと成果を上げているんだというふうに感じました。

授業参観後の分科会では、若い先生から非常に活発に質問が出されて、充実した話し合いがされていました。それから、最後の全体会でも、中学校の数学研究会の温かい雰囲気が伝わってきて、とてもいい会だったなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、続いて岡田委員、お願いします。

【岡田教育長職務代理者】

今、高橋委員から報告ありましたように、原理・法則に気づき、知識・技能を獲得する生徒の育成、生徒にとって学ぶことを整備した指導計画をもとにということの研究がなされ、報告がなされていました。高橋委員からもありましたように、とても温かな数学の先生方の人柄というか、それが伝わってきて、そして、それがまた子どもたちにも伝わっているんだなというふうに思いました。

それで、先ほどありましたように、プリントを使わないという方法がとてもいいなというふうに思いましたし、研究会の中で、数学がわかることは生徒指導につながるという言葉が出てきて、教科指導と学校全体の指導、または生徒指導が一体となっていくんだという認識のもとになされていて、その意味で、数学科の部会を時間割りの中に入れて、組織として研究を進めているという報告がありまして、これもいいなと思いました。ただ、時間割り上、それが必ず毎年実現できるかどうかは、また別のことのようにありますけれども、研究推進のために時間割りの中をしっかり入れて、みんなで協議して、組織でしていく。ここでのものが川崎全体に広がっていくことを、この研究では意識されていたというのがひしひしと伝わってきました。先ほど高橋委員からもありましたように、横浜国大の指導・助言の両角先生だったですか、この御助言とか指導もとても的を得ていて、先生方も納得しながら、さらに川崎の数学の教育をよくするためにという、何か一体感を持って終わっていったんじゃないかなというふうに思いました。とても充実感を感じるものでありました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

続いて、12月4日、野川小学校、教育課題の授業視察ということで、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

昨年度の間接発表に引き続き、今年度も野川小学校に伺いました。3～6年生の授業を拝見しました。

昨年も児童たちに話し合い活動が浸透していることに驚きましたが、今年度は、さらに子ども

たちが話し合いや自分の意見を伝え合うことを楽しんでいる様子が伺えました。また、誰一人取り残さない授業ということで、どのクラスも、全ての子どもたちがそれぞれのスタイルで話し合いに参加していて、まさに日ごろの実践の積み重ねがあらわれているんだろうなと思える授業でした。中でも印象的だったのが、6年生の道徳の授業です。子どもたちの意見がいろいろ出されて、黒板で分類されて、まとめて、授業が終わるのかなと思ったら、最後に先生が「ところで君たち、この意見を本当にできるの、自分たちでできるの」という問いかけをされて、最初に設定した主人公、子どもではない別の子どもに立場を変えたら、どういうふうに自分は感じるかというような展開がありました。きれいにまとめて終わるのではなくて、子どもたちの中にあえて葛藤を呼び起こす、まさに考える道徳の授業が行われていたんじゃないかなというふうに強く思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

続きまして、12月20日、中央支援学校の特別支援教育の授業視察ということで、中村委員、よろしいですか。

【中村委員】

中央支援学校に行ってみまして、主に二つの点について思いました。

一つ目は、とても丁寧な指導が行われていまして、私も教員をしているのですけれども、みずからの教育方法というか、指導方法について猛省させられました。大学にもやはりいろんなお子さんがいらっしゃるの、つい「どうしてわからないの」と思ってしまうんです。わかるように教えていくことが教員の役割ということを改めて考えさせられましたので、校種を越えた研修というのがとても大事だと思いました。

二つ目は、教育は教育委員会内のみで行うのではなくて、いろんな組織との連携がとても大事で、教育コミュニティをつくっていくことが大事なのではないかと思いました。

その理由は3つあるのですけれども、一つは、特別支援では訪問教育とか病院との連携をしているのですけれども、それがとても難しいということをおっしゃっていたのです。それは個人の先生の努力だけではなくて、組織的に何かシステムを考えていく必要があるのではないかというふうに思いました。

二つ目は、チャレンジ就業支援をもっと活発にしていく必要があるのではないかということです。当日配付された資料も、子どもたちがつくってくれたもので、全く問題なかったです。そういうものをつくるとか、働くということを経験しなければ、なかなか社会に出ていけないと思いますので、そういう機会を市長部局などとも連携しながらたくさんつくっていくことが大事なのかなと思いました。

三つ目は広域連携ということですね。特別支援に関しては、横浜市とか、神奈川県との連携をしているので、研究会にも、横浜市の特別支援学校の校長先生などがいらしていました。ほかの教科では、なかなかほかの市の先生方というのはいらっしゃらないのですけれども、特別支援ではいらしているので、ほかの教科でも、そういう広域連携ということをどんどんしていくことにより、いろんなスキルアップとか、研究が向上していくのではないかと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、高橋委員、お願いします。

【高橋委員】

中央支援学校の発表会ですが、午前中が授業参観と全体会とポスター発表、午後が分科会、研究協議と講演会という、丸一日の報告会でした。中央支援学校は五つの場所に分かれているので、学校運営が難しい部分もあるというお話を伺いましたけれども、先生方の特別支援教育に対する熱意が伝わってくる、充実した一日でした。

午前中の授業では、生徒の発達に応じてさまざまな説明や作業内容が工夫されていました。いろいろあったんですが、ちょっと今回は時間の関係で細かいところは報告はできないんですけど、本当に、中村先生がおっしゃられたように、それぞれの障害や発達段階に合わせて、きめ細やかに工夫されていて、私も本当に感激しました。

それから、ポスター発表では、2つの発表をお聞きしました。まず、地域支援部による計画巡回訪問や要請訪問についてです。要請訪問は、開始から3年目の今年度、学校からの要請が大幅にふえて、地域支援の意義が学校のほうに浸透してきているということでした。特に中学校での指導に役立っているということでした。ただ、計画巡回訪問は、60校を現在2人の先生が担当されているということで、お互いのコミュニケーションをとるような時間もなくて、時間的にかなり厳しい中、頑張ってくださいという話をいただきました。訪問部の東横恵愛病院での訪問学級についてもお話をお聞きしました。在籍児童・生徒はどんどんふえているので、場所や教員の確保が難しくなっているということでした。

午後は、作業班・職業班における主体的・対話的深い学びをテーマとする第3分科会に参加しました。午前中に地域支援部の先生がおっしゃられていたんですが、「子どもを変えようとする前に、環境のほうで何か変えられることはないかを念頭に置いて支援していくことが重要です」ということをお聞きしたんですが、子どもたちの周りにある環境、例えば机の配置ですとか、支持具ですとか、そういうものをさまざまに工夫することで、子どもたちの行動が変容して、どんどん成長していくことを実感できる発表をお聞きしました。

それから、余談ですが、特別支援教育ということで、2月7日に開催された支援級の児童たちの「卒業と進級を祝う会」も拝見したんですけども、中央支援学校も、そちらの会、祝う会もそうですけれど、子どもたちがすごく生き生きと発表したり、授業を受けているということに、とても感動して、川崎市の特別支援教育をしっかりとってくださっているんだなということで、ありがたく感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

続いて、1月10日の日吉小学校、情報モラル教育の視察ということで、小原委員、お願いいたします。

【小原委員】

研究推進部校の授業ではない、通常の授業の中で、企業が講師になる情報モラルの授業を視察いたしました。また、視察に際してですけれども、私は立場上、安心ネットづくり促進協議会というところに所属しておりますので、若干、青少年の安全・安心なインターネット利用寄りの目線で見させていただきました。

内容に関しては、一般的な情報モラル教育というところで、企業ではありますが、CSRの方向性に各企業によって違いがありますので、今回の授業は一般的な情報モラルを教えてくれているというような形です。

情報モラルに関してですけれども、今までの授業の中では、「何々をしないようにしましょう」とか、「何々に気をつけましょう」とか、危険性を重視した教育が多く見られていたんですけど、これからの時代を生きる子どもたちは、就学前から、もう既にネットに触れていることや、就学後の情報社会で適正な活動を行うためのものになる考え方と態度を育むための情報モラル教育を踏まえて、そういうことを考えるのであれば、発達段階に応じた情報モラル教育を、講師の選定時に考えていただきたいなというふうに思っています。基本的な部分である、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つような、これからの情報社会ですけれども、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達されるとか、予想しないような影響が出てしまうことがあります。また、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくないとか、そういう基礎的な考え方というのは、もう小学生の低学年から中学年ぐらいで知ってほしいことであり、それらを踏まえた上で、どのようにリスクを回避して有用な情報を利活用していくかというのは、もう既に小学校の高学年ぐらいで学ぶことが必要になってくるのかなと思います。中学生になれば、そこから先、もっと発信をしていく側の立場になっていくと思いますけれども、いずれにしても、情報モラルの授業の講師選定をする場合においては、こういうような発達段階を踏まえた上で、講師の選定をしていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

続きまして、1月15日の南加瀬小学校、算数の授業ということで、お願いします。

【高橋委員】

1年生と6年生の「算数」の研究授業を拝見しました。

子どもたちは、全体的に非常に落ちついて授業に取り組んでいました。1年生は「大きな数」という単元で、数のまとまりに注目しながら数え方を考えるという授業でした。1年生にとって身近なアサガオの種を教材として、それを思い思いの方法で数え、数え方をそれぞれ発表した後に、自分の数え方ではなくて、発表された別の児童の考え方を説明するという授業の流れでした。自分の考えを発表するだけでなく、さらにほかの人の考えを説明するということは、より高度なことになるので、算数の基本的な考え方を学ぶという、川崎の算数教育を大事にしている部分を授業の中で実践していただいているというふうに感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【高橋委員】

すみません。間違いました。まだあります。6年生のほうを抜かしました。

6年生は「資料の調べ方」という單元の中で、学習したことを活用するという、最後の授業を拝見しました。これからますます重要になっていく統計教育ですが、子どもたちは、難しい課題に、時に周囲の子どもたちと意見を交わしながら地道に取り組んでおりました。

研究授業後は、6年生のほうの分科会に参加しました。データの活用は、新しい領域ですが、ほかの学校でも授業研究は盛んに行われているようで、他校の先生からも、発問の設定方法や教材の選び方、データのそろえ方など、事例が発表されたり、南加瀬小の先生に具体的なアドバイスがあったりと、非常に活発な意見が交わされていました。授業研究が盛んな川崎市のよさを実感することができました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

続いて、1月27日、南生田中学校の「キャリア在り方生き方教育」ということで、岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

南生田中学校における総合的な学習の時間、研究報告会を拝聴いたしました。進め方や全クラスの授業の取組を拝見して感じたことを御報告いたします。

本校は、「キャリア在り方生き方教育」研究推進校として、総合的な学習の時間を軸として、持続的開発目標、SDGsの視点を取り入れました。4月から7月には、有識者からの講演会を行い、8月から10月には、地域をフィールドにして地域交流学習を行いました。10月から12月には、キャリア講座学習を開講して、1年生から3年生の生徒たちが15講座に分かれて社会課題について学びました。1月から3月には、話し合い活動を通じて、みずからが取り組むことで関わる解決策を考えるという取組を行いました。

当日の授業では、各学級でキャリア講座学習を、学習した内容を互いに発表し合うという、発表学習会の日でした。ここでは、主要5教科を中心という発想ではなくて、総合的な学習を軸に据えてしまうという、大胆なアプローチでカリキュラムデザインを行っている点が非常に鮮烈な印象として残りました。

同校では、師弟が同じ行いをすると書く「師弟同行」の精神が貫かれているとのことでしたが、生徒が中心になり、学び続ける教職員という構成で、学校全体のカリキュラムデザインを行っているという点が非常にユニークで、画期的だと思いました。

また、1年生から3年生が一緒に同じ授業を受けるという点もすばらしく、いろんな多様性を感じる、いい機会を設けているように感じられました。そして、クラス全員が数人ずつに分かれて別の講座を受けて集まるという試みもいいなというふうに感じました。

2年生のクラスでは、給食の牛乳に使うプラスチック製ストローが、SDGsの観点から課題が多いことに気づき、ストローを使わず、コップで飲むことを始めました。さらに、コップを使うと水資源を使っていることに気がついた生徒からは、今度は牛乳パックの口を四方からあけて、コップ状にして飲む提案につながっていったりなど、生徒たちが自発的にSDGsを身近な課題として捉えて行動変容を起こしていくさまが報告され、生徒たちの気づきが単なる気づきに終わるのではなく、行動変容につながっていることを実感させられました。

こうした生徒たちが世の中に出ていくときに、課題解決型の行動する社会人となってくれるということを思い起こしますと、明るい将来を感じることができました。また、SDGsという大人でも難しいような課題を、自分のできることに落とし込んでいくこと、そのプロセスそのものが生徒たちの自信につながっていくと感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、最後に2月7日、川崎総合科学高校ということで、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

生徒さんたちの1年間の課題研究の成果発表をお聞きしました。

インタビュー形式やドキュメンタリー番組風、NHKの「プロジェクトX」風など、大変工夫を凝らしたレベルの高いプレゼンテーションに驚きました。難しい専門用語もたくさん出てきたんですけども、生徒さんがわかりやすく、かみ砕いて説明をしてくださって、どうやったら聴衆に伝わるかというのもよく考えられた発表でした。また、生徒さんたちは、長期にわたる研究の中で、何度も何度も壁にぶつかっていました。そのたびに問題点を検証し、その問題点に対して解決策を見つけて改善していくというプロセスを何度も何度も経ることで、とても成長されているようでした。玄関ホールや体育館に、課題研究でつくられた実物もたくさんあって、拝見いたしました。もちろん、そのプログラムですとか物も、大きな橋ですとか、お家の模型とか、いろいろあったんですけども、その物もすばらしかったんですけども、説明員の生徒さんたちにいろいろ細かい質問をさせていただいたんですけども、非常に丁寧に、わかりやすく答えてくださいました。

高校ということで、もう一件、橘高校国際科の「Business Plan with SDGs プレゼンテーション」の発表会も見せていただいたんですけども、どちらの学校も、高校の独自のプログラム、カリキュラムを生徒さんが、その意図を、目的を、非常に理解して、それを自分のものにして発表されたり活動されているということがよくわかりました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

皆さん、大変お忙しい中、積極的に参加していただき、ありがとうございました。私も本当に行きたかったんですが、ちょっとかなわず、大変参考になりました。

全体を通して、特に質問、何かございますでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

一つだけ。

高橋委員と私が、実は3月中に、もう一校視察予定だったんですが、新型コロナウイルスの関係がありまして、それがかないませんでした。これは次年度に続く研究というふうに聞いていますので、次年度を楽しみにしたいというふうに思っております。

【高橋委員】

川崎市立高校と中学校の視察のほうに。

【小田嶋教育長】

また、それはぜひよろしくをお願いします。

【高橋委員】

また来年度、行かさせていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

では、よろしいですか。

では、研究推進校の視察については以上とさせていただきます。

報告事項 No. 5 令和元年度川崎市立中学校学習状況調査報告について

【小田嶋教育長】

続きまして、「報告事項No. 5 令和元年度川崎市立中学校学習状況調査報告について」の説明を、カリキュラムセンター室長、お願いいたします。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

それでは、よろしくをお願いいたします。

「令和元年度川崎市立中学校学習状況調査」につきまして、御報告いたします。

お手元の資料、「令和元年度川崎市立中学校学習状況調査 概要」をごらんください。はじめに調査の概要について、次に、教科調査と生活や学習についてのアンケートの結果、最後に「調査結果の活用」について御説明いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。「調査の目的」についてですが、本調査は、「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」についての学習が、いかに生徒に定着しているかを全市一斉に調査し、その結果を、学習指導の改善や、生徒みずからの学習状況、学習課題の把握に役立たせることを目的としております。

2ページ、「調査の方法」をごらんください。各教科の問題は、「知識・技能」と「思考・判

断・表現」に分けて出題し、分析しております。ここに示しております解答用紙の上から二つ目の吹き出しのように、記述式の問題については、解答類型に従い、A、B、Cに丸をつけて採点しております。また、3つ目の吹き出しに正答数の合計とありますが、「知識・技能」と「思考・判断・表現」、それぞれの正答数の合計を示しております。

次に、3ページをごらんください。教科の調査結果から、定着していると考えられることを白い丸、課題があると考えられることを黒い丸に示しました。

各教科にそれぞれの成果や課題がありますが、複数の教科に共通していると考えたことを申し上げますと、定着していることについては、「知識・技能」「思考・判断・表現」ともに、「直接的な聞き方をしている問いや、一つの事象や資料等に対して考えたり判断したりすること」が挙げられます。

一方、課題があると考えられることは、特に「思考・判断・表現」においてアンダーラインを引いているところがございますが、「複数の事象や既習事項と関連づけて考察したり表現したりすること」、「場面や状況、内容等の全体をとらえること」、「説明を解釈し、それを適用すること」などがあります。また、このページのその下には、各教科、観点別の平均正答率を示しております。

では、教科ごとの課題と授業改善の手立てについて、特に「思考・判断・表現」に関する問題から、課題があると捉えたことにかかわる問題を1問ずつ取り上げて御説明いたします。

まず4ページ、国語をごらんください。問題の右側にある四角囲みの『「食べられることを利用する』とは、いったいどういうことなのだろう。』という一文が、どの段落の間に入っていたかを問う出題をいたしました。課題としましては、問題を提起しているこの一文の文章中での役割を把握し、接続語や指示語等に注目しながら段落ごとの内容や文章の展開を捉え、文のつながりを理解することが挙げられます。授業改善の手立てとしては、何が書かれているかということだけではなく、言葉の意味や働きなどに注目しながら文章を読むことを通して、段落相互の関係や文章の展開から内容を捉えていくような課題設定等の工夫が大切になります。

次に5ページ、社会をごらんください。世界の諸地域については、各州の地域的な特色や、環境問題、多文化共生といった地球的な課題を学習します。今回はオセアニア州の地域的特色について出題いたしました。この問題では、気温や降水量を示した雨温図の情報を読み取り、会話文にある「シドニー」の雨温図として適切なものを選択します。課題としては、問題には示されていない、「北半球・南半球の季節が反対になる」という前提の知識を活用し、雨温図から読み取った情報と関連づけて考えることがあります。授業改善の手立てとしては、地域的特色や地球的課題について、ふだんから既習の知識の活用を意識し、地形や気候、暮らしの特色等と、グラフや統計、雨温図等の各種資料を関連づけて考える活動が挙げられます。

6ページ、数学をごらんください。連立方程式の問題を出題いたしました。バスケットボールの得点とシュート数から2つの式を立式します。会話文において2つ目の式の条件が示されていないことに気づき、新たに示された式から、その条件を読み解き、言葉で説明する問題です。課題としては、数式で示された数量関係を、具体的な事象として言葉で表現することがあります。表現として不十分と考えられる誤答や、無答の割合が多くありました。授業改善の手立てとしては、この問題のように身近な具体的な事象から、数量関係を把握し、言葉や図、表、グラフなど数学的な表現を用いた上で、それを周りと共有するような活動を多く取り入れることが大切です。

次に7ページ、理科をごらんください。「発生させた二酸化炭素を集めることができなかつ

た」という実験を失敗した事例において、失敗の原因となった方法を問う出題をいたしました。実験が成功する方法を答えてしまう割合が高く、課題としては、問題を最後まで読み、探究の過程を理解することと、実験の結果から実験の操作方法を振り返り、修正点を見出すことがあります。授業改善の手立てとしては、実際に行った実験において、うまくいかなかった原因を探究したり、生徒が立てた複数の仮説に沿って異なる実験を行い、それぞれの実験結果を関連させて考察したりするなどの探究活動を充実させる必要があります。

8 ページ、英語をごらんください。パーティーの後片づけをする場面における英作文の問題を出題いたしました。課題としては、会話の場面を理解し、それに応じた英語の文章を正しく書くことがあり、無答率も 24% でした。授業改善の手立てとしては、コミュニケーションの目的や場面、状況が設定された言語活動において、さまざまな文法や表現を活用させて書くことが考えられます。また、ある程度の分量を書くために時間を確保し、書く中で正確な語彙の使い方や文法等を指導していくことも必要です。

各教科については以上でございますが、今後の問題作成につきましても、一人ひとりの学力を適切に把握できるよう、研究に努めてまいります。

次に、生活や学習についてのアンケートより御報告いたします。今年度から質問項目に加えたものとしては、全国学力・学習状況調査における質問紙調査で、項目を3年に分けて3年ごとに問うことになったものや、学習指導要領改訂に伴い、その趣旨に基づいた調査として設定したものがございます。ここでは、「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」と基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て『生きる力』を育む」において、参考指標としている項目の中から取り上げて御説明いたします。

はじめに9ページ、10ページをごらんください。「好感度」、「理解度」につきましては、3年間の推移に大きな変化はないと捉えております。しかし、この生徒たちが小学5年生の時の調査結果等も参考にしますと、中学生になり数値が低下する一方で、社会科についてはその差が小さく、課題解決型の学習や生徒たちの興味・関心を高める学習等に地道に取り組み、浸透してきた成果として捉えております。

次に11ページ、12ページをごらんください。「有用感」につきましては、「生活の中で役に立っていると思いますか」と「将来、社会に出たときに役に立つと思いますか」のどちらの質問も、肯定的な回答の割合がすべての教科で年々高くなっております。特に12ページ、「将来、社会に出たとき役立つ」の中では、国語と英語について9割以上の生徒が肯定的な回答をしております。日常生活とのつながりや、将来、生徒たちが生きていく社会とのつながりを意識させる学習等に取り組んできた成果があらわれてきたと考えております。

次に、13ページからの項目について御説明いたします。

(1)の「自分にはよいところがありますか」、そして(6)の「あなたは、自分の住んでいる町が好きですか」の質問に対しては、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答した生徒の割合が、年々高くなる傾向にあります。

また、今年度加えました(3)、「人の役に立つ人間になりたいですか」という質問では、肯定的な回答をした生徒の割合が9割以上となっております。

一方、(2)の「将来の夢や目標を持っていますか」、(4)の「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦していますか」の質問では、「どちらかといえば」まで含めると、肯定的な回答に大きな変化は見られません。また、15ページの(7)「今、住んでいる地域の行事に参加し

ている」、(8)「地域や社会のために、何をすべきか考えることがある」の質問では、肯定的な回答の割合が35%前後となっております。これらのことから、自尊意識を高め、川崎への愛着を深める教育活動が一定の成果を上げていると考えられるものの、地域や社会のために何をすべきか考えることや、地域での活動を具体的に意識して行うところまでは至っていないと考えられます。生徒一人ひとりの、人の役に立ちたいという思いを学校生活だけでなく、意識的に地域や社会につなげる教育活動の工夫が大切です。それにより、生徒が、みずからの興味・関心や適性を把握して、将来の職業選択をしたり、夢や希望を持ったりすること、また、その実現に向かい失敗を恐れずに挑戦していくことなどにつながると考えられます。

16ページをごらんください。クロス集計の結果でございます。1つ目の「学校生活の楽しさ」と「学習に対する好感度」とのクロス集計では、学校生活の楽しさについて否定的な回答をしている生徒ほど学習に対しても否定的に回答する割合が高くなっており、生徒が感じる「学校生活における授業への意識」の重要性を改めて確認するところです。

次の「学習に対する好感度」と「勉強をする理由」のクロス集計では、例年と同様に「勉強が好き」と回答した生徒は、「わかると楽しい」という理由が最も多く、「すきだ」と回答した以外の生徒では、「将来の仕事に役に立つから」という理由の割合が高い傾向が見られます。また、学習への好感度が低い生徒ほど「家やまわりの人にいわれるから」という回答の割合が高い傾向が見られます

17ページをごらんください。「学習の必要性」と「勉強をする理由」のクロス集計では、学習の必要性を感じている生徒ほど「将来の仕事に役に立つから」という回答の割合が高く、必要性を感じていない生徒は「家やまわりの人にいわれるから」という回答の割合が高くなっております。

アンケートについては以上でございますが、学校生活への好感度や、「わかると楽しいから学習する」ということは、生徒が自分のよさを感じたり、興味・関心の対象を自覚したりすることにつながり、さらに、将来の夢や目標を持つことにもつながると考えられます。今後とも、すべての生徒が「わかること」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ることが大切だと考えております。

そのためにも、「学ぶことによって『何ができるようになるか』」という各教科で育成する資質・能力を明確にするとともに、生徒たちの学習への興味・関心を高めたり、見通しを持たせたりする指導の工夫を行うことに努めます。また、調査結果につきましては、今後も注意深く見守ってまいります。

最後に、「調査結果の活用」について御説明いたします。18ページをごらんください。こちらは、報告書に載せてございます「経年観察及びその考察」の表の一部でございます。今年度は、新たに全教科で経年観察のページを設けました。先生方への周知の方法としては、各学校への報告書の送付や、教科総会や教育課程研究会での説明等がございます。また、調査や分析の結果等を実践事例集の作成に生かし、引き続き、具体的な授業提案を行っていきたいと考えております。今後も授業改善に役立てられるよう、周知の方法や内容を工夫してまいります。

19ページをごらんください。こちらは、保護者・生徒に提供する個人票のサンプルです。一人ひとりの生徒の学習に取り組む態度や家庭学習のあり方の改善につなげるために、11月の調査実施の後、冬休み前に配付しております。また、学校や教員の指導方法や教育課程の検証・改善等にも活用しております。

今後も、適切に学力を把握するための問題作成や、回答状況の把握・分析、経年での変化の分析に努め、各学校が指導方法の改善等に役立てられるよう、取組を進めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、御質問等があればお願いしたいと思います。

高橋委員。

【高橋委員】

今年度も、お忙しい中、調査の実施や丁寧な分析を行っていただき、ありがとうございました。また、昨年度の教育委員会で出ました継続問題の経年変化とか、小・中の比較、子どもたちのモチベーションの分析、アンケート設問の改善、調査結果の子どもたちへのフィードバックなど、今、御説明ありましたとおり、非常に要望を反映していただいて、本当にありがとうございました。

まず、3点質問があります。

1点目、昨年度の意見で、国語を中心に問題数が少し多いのではないかという御指摘があったと思うんですけど、今年度、それについてどのように対応したかをお聞かせください。

次に、アンケートで新しい設問がいくつかあったと思うんですけども、教科は教科ごとで結構ですので、どのような意図でアンケートをとることにしたのかということをお聞かせください。

最後に、2年生の英語の並びかえ問題の正答率が、かなり下がったと思うんですけども、問題を確認すると、かなり問題がたしかに難しくなったなど、単純なものから、最初に御説明があった複雑な、2個、3個、4個が絡むような問題になったなど思っているんですけど、これは難易度を多分上げられたのかなと思うので、その意図と、今後、難易度をどういうふうにしていくのかということをお教えてください。

以上、質問は3点です。

それから、もう1点、要望なんですけれど、昨年度の調査結果とも比べてみましたが、やはり学力のほう、なかなか明らかになっている課題が劇的に改善していくというのは難しいんだなというふうに思ったのと、地道な取組が必要だなということがわかりました。ただ、多分、個別の学校を見ると、観点として、この観点がすごく伸びた学校とかというのがあるのではないかなというふうに思っていて、1月29日の総合教育センターの研究報告会の中で、埼玉県の方が、学力・学習状況調査の活用方法についてお話をされていらっしやったと思うんです。私、直接お聞きすることはできなかったんですが、その調査の結果、いい学校の、結果がよかったところの学校さんの取組を、うまく活用するようなことを取り組まれているということ、資料で拝見したので、先ほど実践集を配付するというので、やられているとは思いますが、もう少し発展した、もし取組ができるのであれば、埼玉県の事例とかを研究していただいて、全市的に、いろいろと横のつながりでやっていただければなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、3点質問がありましたので、1点目から。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

まず、1点目につきまして、問題数に関してですが、こちらについては各学校にもアンケートをとっておりまして、各学校の先生方から、問題数、問題の難易度も含めて、適切だったかということ进行调查しておりますので、それも踏まえて検討しているところです。作問としましては、時間内に最後まで終わるということが大事で、そうしなければ本当の学力がはかれないかなというところで、慎重に検討しながら進めているところです。

2つ目に、アンケートの調査項目の設定等につきましては、やはり全国学力・学習状況調査のアンケート項目となるべく重なるようにして、比較できるようにしているところです。特に全国調査のほうが、調査時間の負担軽減ということもあって、調査項目を減らしました。減らしたというよりも、3年に分けてとっていくというふうになりましたので、どうしても学年で質問しない項目が出てきてしまったというところもありますので、この市の学習状況調査では、基本的には全国で聞いている調査をすべてとっているようなことで、経年の比較ができるようにというところで、大きくはこの観点で調査をしています。また、かわさき教育プラン等も照らし合わせながら、課題と考えられること等を質問として聞けるように工夫しているものでございます。

【小田嶋教育長】

3点目については、指導主事からよろしいですか。

【鬼頭カリキュラムセンター指導主事】

こちらから失礼いたします。

並べかえ問題については、特に扱っているものとしては、基本的な教科書のもので、*「be afraid to」*であったり、*「look for」*であったり、基本的な教科書で扱っているものなんですが、聞き方として、難易度を上げたつもりではなかったのですが、結果的に下がってしまったということです。時制の問題が絡んでいたというので、そのような結果となっております。特に難易度を上げたというものではなかったんですが、結果としてそのようになってしまったということでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

追加ですか。はい。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

2点目のアンケートのことについて。教科のアンケートのことについて、指導主事から。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

理科につきましては、昨年度までは「勉強でわからないこと、興味・関心を持ったことについて、自分から調べようとしていましたか」というのを、「授業の後に、習ったことに関わること

で、もっと知りたいことができてきましたか」という形で変えさせていただきました。まず、それらについては、やっぱり先生方がどういう授業を改善して、そして、それによって子どもたちがもっと知りたいという探求のループが回るようにしていかなければいけないので、そこは調査したいと思ひまして、まず、授業づくりという点からの視点で調査させていただきました。

それから、あと、「読み物や図鑑、テレビ番組などをよく見えていますか」という問いについてちょっと変えさせていただきました、「自分の考えを周りの人に説明したり、発表したりしていますか」という、授業の内容の主体的・対話的で深い学びの実現ができているかどうかというような視点の質問項目に変えさせていただきました。同じように、各教科、もう一度見直しをしていただいて、そういう趣旨で変えさせていただいたところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

中村委員。

【中村委員】

根本的なこととして、私、聞きそびれたのかもしれないのですが、調査対象人数は書いてあるのですけれども、実際に調査を受けた子の人数が書かれていません。中学生ぐらいになると、なかなか、いろいろ考える子がいると思うのですが、これは実際にはどうなんですか。

【小田嶋教育長】

未受験の状況ですね。

わかりますか。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

こちらは受けた人数になります。

【中村委員】

だったら、これは調査対象人数ではなくて、実施した人数ですね。

【小田嶋教育長】

じゃあ、その辺は、また改めていただくと。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

もう一つだけ。

数学なんですけれども、正答率が低い問題で、1年生と2年生で文字を使った問題で、わりと基本的なんじゃないかなというところで低いところがあったように見受けられたんですが、3年生になると、このあたりは満遍なくとれるようになっているので、だんだんと繰り返して定着し

ているのかなというふうにも思ったんですが、このあたりはどのように分析して考えられていますでしょうか。

【松本カリキュラムセンター指導主事】

今御指摘あった1年生・2年生のところなんですけれども、やはり先ほどもお話がありました、表現することというところに困難さを感じているようなところがあるかなというふうに思います。小学校から合わせて、中学校の課題解決型の学習を進めてきて、それで表現するようなものをふやしてはいるんですが、まだまだのところが多いように感じております。これからさらにそういうところを進めていきたいなというふうに思っています。いろいろな数学的な表現を周りと共有をして、またさらにそれを活用できるような取組をふやしていければなというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

ここに御説明していただいた問い以外にも、全体的に見て思ったことなんですけれども、何が問われているかというのを子どもたちがやっぱり読み切れていないんですね。理科の問題は特にそうです。あと、2つぐらい答えなきゃいけないときに、最後の詰めが足りないというところが一番問題なのかなという気がしたんですけれども。先ほど高橋委員の御質問からもわかったんですが、いろいろ工夫されていて、改善はしてくださっているんですけれども、詰めというか、読解力というか、その辺は、多分1教科の問題ではないんですけれども、どうされていくように考えていらっしゃるのでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

授業そのものをやはり改善していく必要があるかなというふうに捉えています。授業の中でも、どうしても一問一答式の、「これは何ですか」「これです」という、一問一答式の授業になってしまうと、この問題でもこういうふうになってしまうのかなというところで、授業の中で長い文章で答えさせる。そして、それを比較して、お互いに批判的に思考をすとか、これで本当に伝わっているだろうかというのを吟味したりすとか、そういう授業が進められていく必要があるかなと。また、それを踏まえて、定期テスト等の問題に変えていくという、そういう地道な取組は、やはりこれからも必要であるなと思います。

【小田嶋教育長】

言葉の問題とか、言語能力って、本当に国語だけでなく、どの教科も、ほかの教育活動全体で、本当に教員が意識して、課題意識を持って育てる力というのを意識しながらやっていかないと、国語だけではやっぱりなかなか効果が上がっていかないと。今までもずっと言われてきていることで、根本に、読解力の問題というのが非常に大きいかと思いますので、ぜひ、よろ

しくお願いしたいと思います。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

調査に関しては、本当に毎年御工夫いただきながら、問題もさらによくしていったという
ことで、すばらしいなと思っていました。私個人は、個人的に、神奈川県教育は、これからは
川崎が引っ張っていくんだらうなというふう勝手に思っていて、それはなぜかという、団塊
の世代から今度ジュニアの世代に入っていくって、寛容性が非常に求められるというか、現実的な、
堅実な思考の方々が保護者の中にふえてきているということ踏まえたときに、国の施策を踏ま
えて、どうしていくかといったときに、やっぱり川崎、今まで以上に、これ、川崎だなと思
っているんですけども、それで、先ほどの高橋委員からあった質問でちょっと教えてほしいん
ですが、問題を精選されてつくられて、それについてさらに検討されている。つまり問題の質と
か狙いにどう対応しているか。それはどういう形で私たちに発表されていますか。検討した結果
です。つまり今年度やったものの結果。例えば私が見ると、この問題でも、基本的な問題はあ
まりにも易し過ぎる問題があるんじゃないかなとか。そういう、同じ問題の中でも、ちょっと開
きがあり過ぎるなとかという、そういうことを感じたものですから。その辺の検討の結果は、ど
ういうふう私たちに教えていただけるんでしょうか。あるいは、どう示していращやるん
でしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

検討の結果ですか。

【岡田教育長職務代理者】

そうですね。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

もちろん、この報告書の中でも、どのように改善していくかというのは、それぞれの教科ごと
には示しているということと、それから先生方に対しては、これをもとにした授業改善というこ
とで、実際の実践事例集というものがございますので、そちらのほうで、このような授業改善を
して、このような授業をやりましょうという、そういう形で改善した結果をそういう冊子に示し
ている部分がございます。そちらのほうは、まだお見せしたりというところはありませんが、改
善しているものをあらわしているものはございます。また、授業改善の説明等を各教科の総会等
で行っていますので、そういう資料も活用して、お示しできるかなというふうには捉えています。

【岡田教育長職務代理者】

わかりました。ありがとうございます。ぜひ、お願いしたいと思います。

さらによろしいですか。国が示しています、今後5年間の教育施策の目標と施策群ロジックモ
デルというものがあるかと思うんですが、その中に、例えば確かな学力の育成ということに関し
て、国は測定指標、それから参考指標として、例えば参考指標ではPISAの習熟度レベル5以
上の上位層及びレベル2未満の下位層の割合を変えていくんだと。要するに、上位のほうをどん

どんふやして行って、下位のほうを改善していくんだというのが示されているので、例えばこれとの絡みが、この本市でやっている報告書にどう反映されているのかとかいうのも一つの視点かなというふうには思います。

それから、同じようにアンケート調査がありますけれども、そこでも豊かな心の育成のところで、参考指標として、人の役に立つ人になりたいと思う児童生徒の割合というのが示されていて、きょうの御報告でも、そういう役に立つ生徒の割合がふえているんだというのがありますので、これは国の狙っている指標に見事にこたえているということがいえているんじゃないかというふうに思うんですね。なので、国が示している指標もここに入っているんだというか、その裏づけになるんだということもお示しいただけると、よりわかりやすくなるかなというふうに思いました。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

全国の学力学習状況調査の中ですと、国が分析をした結果として、四分位分析という、学力ごとに4つに分けて、それで分析するようなデータなども示されておりまして、そのような分析の仕方も今後必要になってくるかなということで、業者とのデータのやりとりの中で、どのようなものを提供していただくかという相談をしながらになりますけれども、そういう新しい分析の仕方なども検討していかなければいけないかなと考えております。

【岡田教育長職務代理者】

最後にもう一つだけ。この、学習状況調査等が例えばキャリア教育の中でキャリアパスポートを進めているんじゃないかと思いますが、例えばですけれども、そのキャリアパスポートの中に、毎年行われる学習状況調査に関しての何か項目があったり、そこに書き込むのがあったりとかいうのがあるのか、ないのかとか、あるいはそんなことも考えられるのかとかいう、そこら辺はいかがでしょうかね。

というのは、ユナイテッド・ワールド・カレッジジャパンという、各国に一つぐらいずつしか認めていない、いわゆる国際バカロレアの認定している学校が既に日本にあって、例えばそこではどんなことをやっているんだろかなんていう、軽井沢にあるんですけれども、視察に行っていて、さらに学習状況調査の中に入っていくと、多分また新たな視点が入るんじゃないかなというふうに思いますので、これはもっとよくするためにそんな方法もあるんじゃないかなんて思ったものですから、ちょっと御紹介したんですが、例えばキャリアパスポートのような、本市で既にやっている施策とどういうふうにリンクさせていくのかという、この視点はいかがでしょうか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

これについては、各部局と今後相談していかなければいけないというふうには思いますが、ただ、自分のキャリアということ考えたときに、学力というのは大きな要素の一つだというふうに捉えておりますので、この市の調査も全国の調査も個人に返されるものがありますので、それを活用したり、それを何か別のものに、自分が考えたことを記入させたり、そういうものをキャリアパスポートの中に落としていくというようなことも一つ考えられるようなことかなというふうに考えています。

【小田嶋教育長】

キャリアパスポートについては、次年度以降、全児童生徒が取り組んでいきますので、今御指摘のような点も、また担当のほうで踏まえて、どういうふうに生かしていくのか考えていきたいと思えます。

ほかにはいかがですか。

【中村委員】

15ページの新しくつくられた設問ですけれども、「今、住んでいる地域の行事に参加している」とか、「地域や社会のために、何をすべきか考えることがある」ということですが、これはとても大事です。ただ、中学生ぐらいは一番地域から離れる時期と言われています。具体的にこの数値をまずどう思っているかということと、改善するとしたら、子どもに任せるといっても、何かそういう機会をつくっていくことをしなければ、多分部活動などが忙しくて、やりようがないと思うのですけれども。その辺は地域学校協働活動などとの関係で、どう考えていらっしゃるのかということをお教えいただけますか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

この数値につきましては、やはり課題であるというふうに捉えている数値です。この市の学習状況調査だけでなく、全国の学力学習状況調査の数値でも同様の結果が得られておりますので、ですから、毎年課題として言っている状況ではございますので、何らかの手立てを打っていかねばいけないというところですが、新学習指導要領、小学校来年度ですけれども、現在、社会に開かれた教育課程という趣旨としてはもう実施されているところですので、各学校で地域、保護者に働きかけながら、学校が地域と子どもたちを積極的につなげていくという、そういう活動をふやす工夫は必要になってくるというふうには思いますので、それについては各学校のほうにもお示ししながら、支援しながらというふうを考えております。

【小田嶋教育長】

今回だけではなく、この「生活や学習についてのアンケート」で、改善されている部分というのは、「キャリア在り方生き方教育」の成果というのが、本当に少しずつ積み上がってきている部分ですごく大きいかと思うんですね。今の地域との関係についても、今後こういった課題は、課題意識はどの学校でも持っていると思うんですけど、その辺のところも「キャリア在り方生き方教育」をさらに進めていく中で少しずつ改善されていくことが望ましいというふうに考えています。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

この全国調査に合わせてなのではないかと思うのはわかっている前提で言うんですけど、「今、住んでいる地域の行事に参加している」という、この設問が、多分中学生には非常に難しい設問だなと思っていて、多分、一つ設問が変わったものがあったと思うんですけど、友達と協力するというのを、友達と協力することに喜びを感じるみたいな、表現を変えられた設問がある

と思うんですけど、そういう感じで、学校の、例えば授業とかでもいいので、地域とのつながりを例えば感じているとか、何かもっと中学生の生活実態にあわせた設問になれば、もう少し本来の実態みたいなものが、もう少し出てくるだろうし、学校でやっていることが反映できるんじゃないかなと、ちょっと思いました。この表現だと、この数字を上げるのは相当厳しいなという気がするのですが、その実態を、ただ行事に参加しているという物理的なことではない、何かをはかるという工夫を何年かかけてやっていただくといいかなと思います。

【中村委員】

今のですけれども、確かに行事に参加するというのは、とても難しいと思うんですね、中学校の年代というのは。ただ、地域とかかわっていくような設問の問題というよりも、機会を学校側も考えていくということが、すごく大事なのかなという気がします。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、これは。御意見として承りながら、また活かしていくと。

ちょっとボリューム感がすごくあるので、議案がまだこの後、かなり続きますので、それぞれもしも、また御不明な点がありましたら、直接センターのほうに問い合わせさせていただくということで、一応ここでとりあえず、この部分は切り上げさせていただいてよろしいですか。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

一点、資料に修正がございますので、よろしいでしょうか。

資料の13ページになります。資料の13ページの(3)のグラフの下のところ、四角囲みのところに、9という数字が入っているのですが、91.6でございます。1.6の数字が抜けてしまいました。申しわけありませんでした。

【小田嶋教育長】

御苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは、報告事項No.5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

7 議事事項 I

議案第 6 1 号 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第 6 1 号 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第 6 1 号 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の 2 ページをごらんください。制定理由でございますが、「教育長の専決事項の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。若干、補足いたしますと、公文書の開示請求等に関する教育委員会への専決報告の内容が、市長事務部局での公文書の開示請求等に関する公表の運用と不整合であったり、教育長の専決事項や教育委員会への報告の仕方が他の政令指定都市の教育委員会の運用と異なっていることから、今回、これらの整合を図るため見直しを行うものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第 4 条第 1 項は、教育長の専決事項についての改正でございまして、第 3 号において、公文書開示請求等に係る審査請求の事務を新たに教育長の専決事項とし、第 5 号において、附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、学校運営協議会規則に規定する校長及び教職員である委員の任期途中での任免に限定されていた教育長の専決事項を、附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱一般に拡大するものでございます。第 4 条第 2 項は、教育長の専決事項の教育委員会への報告についての改正でございまして、専決したときの速やかな報告から、特に必要なときや教育委員会から求めがあるときの概要報告に改めるものでございます。

続きまして、この規則の附則について御説明いたしますので、恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。第 1 項は、この規則の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とするものでございます。第 2 項は、この規則の施行の際、現に行われている公文書開示請求等に係る審査請求に対する決定については、これまでと同様に教育委員会の議決を要するとする経過措置を定めるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

特にございませんか。

それでは、議案第 6 1 号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第61号は原案のとおり可決といたします。

議案第62号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第62号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第62号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「組織整備に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第3条の改正でございますが、新学習指導要領への対応を含め、いじめ、不登校の未然防止、地域の中の学校づくり、外国につながる児童生徒への支援強化や、教職員の働き方・仕事の進め方改革のさらなる推進など、さまざまな課題に的確に対応し、「かわさき教育プラン」に基づく政策の着実な推進を図るため、総務部企画課、人権・共生教育担当及び教育改革推進担当を再編し、新たに教育政策室を設置するものでございます。第4条の改正でございますが、総務部人権・共生教育担当及び教育改革推進担当の事務分掌を削り、5ページにまいりまして、総務部企画課の事務分掌を削り、6ページにまいりまして、教育政策室の事務分掌を新設するものでございます。続きまして、教育環境整備推進室の改正は、用語の整理を行うものでございます。議案第62号資料の1ページから6ページに組織改正についての資料を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

議案第62号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第62号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第62号は原案のとおり可決といたします。

議案第63号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について

【小田嶋教育長】

それでは、次に「議案第63号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第63号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について」につきまして、御説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。制定理由でございますが、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用、勤務条件等の取扱いについて必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。規則の内容につきまして、御説明いたします。第1条は、この規則の趣旨について定めるものでございまして、内容は制定理由と同様でございます。第2条は、職の設置についての規定でございまして、教育長が職を設置するものでございます。第3条は、会計年度任用職員の職名についての規定でございまして、教育長が別に定めるものでございます。第4条は、会計年度任用職員の採用選考についての規定でございまして、第1項で教育長が選考し、第2項で選考は公募とし、第3項で公募によらない選考について定めるものでございます。

2ページにまいりまして、第5条は、任用期間についての規定でございまして、第1項で任用期間は会計年度の範囲内で教育長が別に定め、第2項で任用期間の更新を定めるものでございます。第6条は、給料及び基本報酬についての規定でございます。第7条は、旅費及び費用弁償の等級についての規定でございまして、第1項のフルタイムの会計年度任用職員、第2項のパートタイムの会計年度任用職員ともに旅費等級を4等級と定めるものでございます。

3ページにまいりまして、第8条は、1週間の勤務時間及び割振りについて定めるものでございます。第9条は、特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについて定めるものでございます。第10条は、半日単位の年次有給休暇の付与についての規定でございます。第11条は、前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、人事委員会規則の定めるとおりとするものでございます。第12条は、退職に関する規定でございます。第13条は、委任規定でございまして、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものでございます。

4ページにまいりまして、附則でございしますが、第1項は、この規則の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。第2項及び第3項は、経過措置でございまして、令和2年3月

3 1 日まで非常勤職員又は臨時的任用職員として任用されていた者のうち、令和2年4月1日に公募によらず会計年度任用職員として任用するものは、公募によらない選考による更新を4回までとした制限の適用に当たって、非常勤職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間の公募によらない年度をまたぐ任用の更新回数を通算する、例えば非常勤職員として2回の更新履歴がある場合は、会計年度任用職員としても2回の更新履歴があるものとして扱い、残りの更新は2回とする規定でございます。

議案第63号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

非常勤職員と臨時的任用職員の方との違いというか、あえてこの制度をつくる意味を教えてください。

【瀬川庶務課担当課長】

会計年度任用職員の制度創設は地方公務員法の改正で、全国一律に法律改正でできるものですが、大まかな流れとしましては、行革の流れの中で正規職員の数が制限されてくる中で、非常勤職員、非常勤職員は常勤職員よりも勤務時間が短い人、臨時的任用職員は勤務時間は正規職員と同じ時間、一日の時間働いていますが、任用期間が6カ月と決まっている、そういう例外的な任用の体系が法律上、地方公務員法はありますけれども、そちらのほうの職員の方が全国的に正規職員が狭められているので、正規職員のような仕事を臨時的任用職員だとか非常勤職員がやってくる実態が全国的にあって、その同一労働同一賃金の考え方等と、非正規の方々のそういった職の勤務条件の確保といいますか、そういうところに頼らざるを得ないという現状もありますので、それをちゃんと正規の位置づけにするために、国が法律を改正して導入するということをごさいますして、川崎市全体でこの制度を令和2年4月1日から実行していくということで、我々の任免も市の同じ部局になりますので、整合性を図ってやっていくというような内容になってございます。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第63号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第63号は原案のとおり可決いたします。

議案第64号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に「議案第64号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員企画課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第64号 教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【佐藤教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございます。「川崎市教育職員の勤務時間等に関する規程」の改正概要につきまして、御説明いたしますので、「議案第64号 資料」をごらんください。

はじめに、「1 目的」についてでございますが、市立高等学校に勤務する教育職員の勤務時間制度の見直しにより、正規の勤務時間を超える勤務の縮減をもって、生徒の教育活動や学校運営を円滑に行うとともに、教育職員の健康保持を図るものです。

次に、「2 現状」についてでございますが、市立高等学校においては、平成15年から労働基準法の1カ月単位の変形労働時間制の規定に基づいて、修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合のみ、修学旅行実施日を含めた4週間の期間内について、勤務時間の割振りの弾力化を実施しております。修学旅行以外の学校行事等の業務につきましては、勤務時間の割振りの弾力化対象外となっております。

次に、「3 内容」についてでございますが、市立高等学校の勤務時間の割振りの弾力化を図るため、修学旅行以外の学校行事においても勤務時間の割振りを可能とし、小学校、中学校及び特別支援学校で適用している4週間を単位とした変形労働時間制を導入するものでございます。

次に、「4 施行日」についてでございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページをごらんください。参考に、本改正を行うことにより可能となる勤務時間の弾力化の内容について、記載させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の5ページをごらんください。制定理由でございますが、「市立高等学校に勤務する教育職員に変形労働時間制を導入するため、この訓令を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。学校に勤務する職員の勤務時間等を定めた別表第2のうち、上から1行目の教育職員の項に「高等学校」を加え、7ページにまいりまして、上から2行目の業務職である職員の項に「高等学校」及び「一般事務職」を加え、一番下の現在の高等学校に勤務する教育職員の項及び8ページにまいりまして、高等学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員の項を削るものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

議案第64号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

資料のほうに対象業務が書かれているのですけれども、ここに書かれている業務はどれも大変なことで、こういうことが勤務時間の割振りの弾力化につながるというのは、とてもいいことだと思います。ここに書かれている行事は、全部大変なことだから、事前の準備も結構大変だと思うのですが、それは含まれるのですか。これを見ると、入学式当日とか卒業式当日のような、行事そのものしかだめなような感じがしたんですけれども。

【佐藤教職員企画課担当課長】

1番から10番ということで記載をさせていただいておりますけれども、特に今おっしゃられた入学式、卒業式の、それらの⑤というところに、「①～④の準備」というのも含まれておりますので、準備も含めて弾力化を行えるというものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

そもそも、なぜ高校だけがこれは違っていたんですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

この間、やはり高等学校と、小学校、中学校、県費と市費ということで、この間分かれておりました、小学校のほうでは平成20年からこの制度を採用していたんですけれども、高等学校に

については、平成15年に修学旅行のみ対象とした制度でスタートしておりましたが、その後、さまざまな事情があったかと思うんですけれども、高校では小学校と同じような形では導入していなかったというところで、この間、やはり働き方改革を含めまして、いろいろと長時間勤務が課題となっております、その関係から、制度的にどうしたら少しでも長時間勤務を縮減できるかというところから、学校現場、それから職員団体とも調整を行いながら、今回に至ったというところでございます。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけれども、高等学校の長時間勤務というのは、どれぐらいの状況になっているんですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

すみません、今数字的な資料を手元には持ってきていなかったんですけれども、概ねで申し上げますと、中学校と小学校の間ぐらいで、時間数でいくと、記憶の中なのであれなんですけれども、平均して月40時間から50時間の間かなというふうに思っています。

【小原委員】

中学校ほどではないと。
わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

これは正規の教員だけですか。臨時的任用の教員とかは。

【佐藤教職員企画課担当課長】

臨時的任用教員も含まれます。フルタイムの先生が対象となっております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
ほかにごございませんでしたら、議案第64号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第64号は原案のとおり可決いたします。

議案第65号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第65号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、給与厚生課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第65号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要につきまして、給与厚生課長から御説明申し上げます。

【矢島給与厚生課長】

給与厚生課でございます。それでは、「川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則」の改正の概要につきまして、御説明いたします。

この規則は、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則その他関係法令に定めるもののほか、教育委員会の職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものでございます。

新旧対照表で実質的な改正箇所を御説明いたしますので、議案書の5ページをごらんください。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第13条の改正は、川崎市教育委員会職員安全衛生委員会を組織する委員の定数の規定につきまして、市長事務部局に準じて、削るものでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページにまいりまして、第15条の改正は、定期の人事異動のタイミングにあわせるため、委員の任期を「2年」から「1年」に変更するものでございます。第17条の改正は、会議を「毎月1回以上開催する」ことを明記するとともに、会議の開催を柔軟に対応できるようにするため、改めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページにまいりまして、第21条の改正は、第13条の改正で委員の定数の規定を削ったことに伴う教職員委員会及び給食委員会についての準用の読みかえ規定の整理を行うものでございます。

7ページから8ページにかけて、第34条及び第39条の改正は、法令の改正等により既に実施しているものではございますが、長時間労働者に対する面接指導及び心身の状態に関する情報の取扱いにつきまして、この規則に規定するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の4ページをごらんください。制定理由でございますが、「教育委員会職員安全衛生委員会の開催の要件の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続きまして、この規則の附則について御説明いたしますので、恐れ入りますが、2ページにお戻りください。第1項は、この規則の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。2ページから3ページにかけて、第2項は、経過措置でございまして、この規則の施行の日の前日において委嘱され、または任命された職員安全衛生委員会、教職員安全衛生委員会及び給食事業場安全衛生委員会の委員について、改正前の規則の規定にかかわらず、令和2年3月31日をもって任期を満了することとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第65号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第65号は原案のとおり可決といたします。

議案第66号 川崎市教学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第66号 川崎市教学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第66号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございしますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございします。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございします。第1条の規定中に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6を引用しておりますが、同法が一部改正され、第47条の6が第47条の5に条ずれすることから、引用条文を同様に改めるものでございします。議案第66号資料の1ページから3ページに引用元である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の新旧対照表を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございしますが、この規則の施行期日を令和2年4月1日とするものでございします。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

よろしいですね。

それでは、議案第66号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第66号は原案のとおり可決といたします。

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

会議開始から2時間半が経過しましたので、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、休憩ということで、再開は12時10分ということにしたいと思います。

(12時00分 休憩)

(12時08分 再開)

【小田嶋教育長】

では、会議を再開いたします。

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項No. 6 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第 6 7 号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について

榎本庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第 6 7 号は原案のとおり可決された。

議案第 6 8 号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第 6 8 号は原案のとおり可決された。

議案第 6 9 号 人事について

榎本庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第 6 9 号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。お疲れさまでございました。

(1 2 時 3 2 分 閉会)